

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、株式証拠金率を引上げ

米国連邦準備制度理事会は11月22日、株式証拠金率を従来の55%から65%に引き上げ、24日から実施する旨発表した。同証拠金率の変更は、71年12月6日に65%から55%に引き下げられて以来のことである。なお、転換社債に対する証拠金率は50%のまま据え置かれた。

同理事会によれば、本措置は、株式証拠金取引に伴うブローカーおよびディーラーの対顧客融資残高が昨年11月以降約30億ドル増加して10月末現在78億ドルと既往最高を記録するなど増勢を強めており、これをそのまま放置すればインフレ心理を助長する懸念があるため採られたものである。

### 欧州諸国

#### ◇英国、ポンド価値保証協定に基づきポンド価値低下の補償を実行

英国は、1968年のパーゼル協定締結に伴い旧スターリング諸国と取決めを行ない、それらの諸国が対外準備総額の一定比率以上をポンド建資産で保有することを条件に、こうしたポンド残高のうち準備総額の10%をこえる部分に対しドル価値保証を与えていた(大部分の協定が1971年に2年間延長、43年11月号、46年10月号「要録」参照)が、11月23日、現在フロート中の英ポンド相場が10月24日以降連続して30日間2.376ドル(当時の平価1ポンド=2.40ドルの1%安)を下回った。このため、本協定がはじめて発動され、英国はこれら諸国に約60万ポンドを支払ったと伝えられる。

なお、本支払は英ポンドにより行なわれた模様で、英国の対外準備の水準に直接的には影響を与えていない。

#### ◇西ドイツ、公定歩合の引上げ等を決定

1. プンデスバンクは11月30日、定例中央銀行理事会において下記の措置を決定した。

- (1) 公定割引歩合を4.0%から4.5%に引上げ(12月1日実施)。
- (2) 債券担保貸付金利(ロンバード・レート)を6.0%から6.5%に引上げ(12月1日実施)。

(3) 売オペ金利を大蔵省証券、備蓄機関証券については0.5%、割引国庫債券については0.25%それぞれ引上げ(12月1日実施)。

(4) 金融機関に対する再割引限度枠を10%削減(73年2月1日実施)。

2. 今次措置に関しプンデスバンクは、「対外経済上生じている金融政策活用の余地をさらに利用することとし、本措置を決定した」と説明を加えたほか、クラークソン総裁、エミンガー副総裁は会議後の記者会見で次のように語った。

(1) インフレ抑制のためには、もっと大幅な金利引上げが望ましかったが、対外経済面への配慮からこの程度の上げ幅にとどめざるをえなかった。

(2) 今回の措置により貯蓄金利も0.5%引き上げられることとなる(注)。

(3) 手形再割引限度枠の削減を明年2月から実施することとしたのは、手形期間が平均60日程度であることを考慮し、銀行に猶予期間を与えようとしたものである。

(注) 11月末、貯蓄銀行協会は明年1月以降貯蓄預金金利を0.5%引き上げるよう協会加盟銀行に勧告することを決定したほか、3大銀行も明年1月以降貯蓄預金金利を0.5%引き上げる旨決定した。

#### ◇プンデスバンク、公開市場政策を強化

プンデスバンクは71年央以降、償還期限到来までは売却先からの債券買戻しを行なわないいわば売り切りのオペを開始したほか、売却先を従来の金融機関や一部公共機関(社会保険機関)から個人を含めた一般投資家にまで拡大してきたが、10~11月における3度の公定歩合引上げを契機に、上記売り切りオペを促進するため以下の措置を決定した。

(1) 公定歩合引上げに伴う売オペ金利引上げに際して、売り切り方式(対象証券は割引国庫債券のみ)の売オペ金利の引上げ幅をそれ以外の売戻し可能な債券の売オペ金利よりも大幅なものとする(注)。

(2) 割引国庫債券売オペに際しての売却最小単位を引き下げる(1万→5千マルク)。

今次措置は、売り切り分に有利な金利を付する(売り切りオペ金利と通常売オペ金利との金利差、71年4月0.5%→今次一連の引上げ決定直前1.0~1.125%、12月1日以降1.50~1.625%)ことにより非金融機関向けの売オペを促進させ、金融機関のみならず非金融機関からも直接的に過剰流動性を吸収することをねらったものであると同時に、プンデスバンクが金融機関の預金と競合的な金融資産を市場に提供することにより、一般投資家の投資選好を上記オペ債券の購入に向けさせ、金融機関

## (注) ブンデスバンクの売オペ金利

(単位・%)

	大蔵省証券		割引国庫債券 (期限前売戻し可)			
	30～ 59日	60～ 90日	6か 月	1年	1.5年	2年
今次引上げ 直前	2.625	2.75	3.75	3.75	3.75	3.75
10. 9	3.125	3.25	4.25	4.25	4.25	4.25
11. 3	3.625	3.75	5.00	5.00	5.00	5.00
12. 1	4.125	4.25	5.25	5.25	5.25	5.25

  

	備蓄機関 証券		割引国庫債券 (期限前売戻し不可)			
	30～ 59日	60～ 90日	6か 月	1年	1.5年	2年
今次引上げ 直前	2.875	3.0	4.75	4.875	4.875	4.875
10. 9	3.375	3.5	5.75	5.875	5.875	5.875
11. 3	3.875	4.0	6.50	6.625	6.625	6.625
12. 1	4.375	4.5	6.75	6.875	6.875	6.875

の預金金利の引上げとそれに伴う貸出金利の引上げを通じてコスト面から銀行貸出の増勢鈍化をねらったものとみられている。

## ◇フランス、公定歩合を引上げ

1. フランス銀行は11月30日、公定歩合を1%引き上げ(6.5→7.5%、ただしEEC諸国外向け輸出関係中期手形割引率および大蔵省証券買入れ利率は据置き)、即日実施することを決定した。同行の新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	7.5%(6.5%)
証券担保貸付	9.0%(8.0%)
輸出関係手形(中期)	
EEC諸国向け	7.5%(6.5%)
その他向け	4.5%(4.5%)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(4.0%)

2. 本件は、前回の公定歩合引上げ(11月号「要録」参照)以降も、通貨総量の増勢を抑制する見地からフランス銀行が金融市場介入金利をあいっいで引き上げてきた結果、再び金融市場における金利操作の余地がせばまってきたのでその回復を図るとともに、現在政府がすすめているインフレ対策にあわせて、金融面からインフレ抑制を図ることをねらったものとみられている。

## ◇フランス銀行、貸出準備率を引上げ、個人向けおよび住宅貸付の自粛を要請

1. フランス銀行は11月16日、インフレ対策強化のため貸出準備率の引上げ(預金準備率は据置き)を決定すると

ともに個人向けおよび住宅貸付の自粛を要請する総裁通達を出した。

## (1) 貸出準備率の引上げ

貸出残高のうち、72年4月5日現在の残高を超過する部分に対する準備率を33%に引き上げ(従来15%)、11月21日から実施する。

ただし、上記貸出残高の算定にあたり次の3項目の金額を控除できる。

イ. 中長期輸出信用供与額のうちフランス銀行の再割適格分相当額

ロ. 債券(フラン建、上場債に限る)による資金調達相当額

ハ. 自己資本相当額(払込済み資本金、準備金、引当金、繰越利益)

なお、従来72年4月5日現在の残高のうち、71年3月31日現在の残高の90%を超過する部分に対し4%の準備率を適用していた(9月号「要録」参照)のが廃止され、準備率は再び一本となった。

## (2) 総裁通達

フランス銀行総裁は、大蔵大臣からの書面による要請を受けて、国家信用理事会の監督下にある金融機関(登録銀行、金融業者)の個人向け貸付および住宅関連貸付の自粛を求める通達をそれぞれの協会会長あてに出した。通達の要旨次のとおり。

イ. 金融機関は個人貸付に関する勧誘および広告をさし控えるべきこと。また個人貸付の期間を可能な限り短縮し、原則として2年以内に押えるべきこと。

ロ. 住宅貸付に関しては、借り手の返済能力に応じて貸付期間および貸付額を厳格に査定すること。

ハ. 抵当証券市場での流動化適格貸付(les prêts éligibles au marché hypothécaire)については、借り手の頭金投入割合に関する規制を厳格に守ること(注)。

(注) 建築所要資金のうち住宅については20～30%、別荘については最低50%の自己資金を確保することが適格の要件であり、かかる適格要件を備えた不動産抵当権付き債権は抵当証券市場で流動化できる。

なお、大蔵大臣も同趣旨の通達をその監督下にある特殊金融機関(協同信用金庫、庶民銀行、相互信用金庫、農業信用金庫)にあてて出した。

2. 上記措置のうち貸出準備率の引上げは、物価の上昇加速化傾向、銀行貸出の根強い増勢にかんがみ、インフレ抑制のための当局の強い決意を行動に移したものであるが、今次措置により市中流動性を約40億フラン吸収することとなる。また、従来の貸出残高に対する準備率を廃止したのは、今次措置が今後の貸出抑制をねらいとす

るためとみられる。

#### ◇フランス、市中貸出金利を引上げ

フランス商業銀行(le Crédit commercial de France)は11月21日、短期貸出基準金利を0.4%引き上げ(6.7→7.1%)、翌22日から実施することを決定し、他の市中銀行もただちに追従した(注)。これは、前回の引上げ(0.4%、11月6日実施、11月号「要録」参照)以降の金融市場金利の上昇や貸出準備率の引上げ(前項参照)を勘案して採られたものである。なお、輸出関係短期信用金利(0.2%引上げ)、設備関係中期信用金利の引上げ幅は小幅にとどめられた。

(注) 今回、これまでのように申し合わせではなく、1行が先行し他行がこれに追従するかたちにとられたのは、前回の貸出金利引上げに際し、ジスカールデスタン蔵相から「金利申し合わせは現行独禁法との関係もあり不適当」との指摘があったためである。

#### ◇イタリア、輸出信用保険限度額を引上げ

イタリア政府は、11月14日の閣議で、政府が引き受ける本年中の輸出信用保険限度額を現行の5,000億リラから7,500億リラに引き上げる法令を承認した。イタリアでは、信用保険限度額は毎年法律で決められ、保険つき輸出額は総輸出額の約5%強に相当しているが、本年は、内外景気局面のずれを映じ輸出が伸長していることから、輸出業者の要望もあって、このたびの増枠措置となったものである。

また、政府は、輸出業者の為替リスクを保証する為替リスク保証法案を同時に承認した(この法案には、輸出メーカーの原材料輸入にかかわる為替リスクに保証を与える内容も含まれている)。この措置によって、中・長期の輸出が促進されるものと期待されている。

#### ◇イタリア銀行、債券担保特別短期貸付金利を引上げ

1. イタリア銀行は12月4日、債券担保特別短期貸付金利を2%引き上げ(基準金利3.5→5.5%、高率金利の適用方法は従来どおり。なお、同行の割引歩合および通常貸付金利は据置き)、翌5日から実施することを決定した。

2. イタリアでは、頃来のリラ切下げのルーマーに加え、最近の西欧諸国の公定歩合引上げによる内外金利差拡大を背景に、リーズ・アンド・ラグズ等短資の流出が目立ち、この間の資金手当てとして、短期資金繰り調節のための債券担保特別短期貸付の利用増大がうかがわれるに至った。

本措置は、かかる動きに対処するためにとられたもので、マラゴジ蔵相は、「今回の措置は、きわめて選択的

なものであり、政府の財政金融政策に変化はない。政府は今後とも需要増大と雇用促進に必要な資金を確保するような政策を続ける」と語った。

#### ◇イタリア為替局、スワップ取引を発動

イタリア為替局は12月4日、為替銀行に対し、今後直先プラットフォームのスワップ取引(商業銀行の外貨直売り先買い、期間はケース・バイ・ケース)に応ずる旨通告した。

この措置は、最近のリラ不安に伴い商業銀行の対外ポジション規制(ネット対外債権超<買持ち>の禁止)の遵守が困難化しつつある事情にかんがみ、当局が直先同一レートでスワップ取引に応ずることにより、対外ポジション規制の勵行を確保する点に主眼があるが、同時に、①当局のリラ平価堅持の姿勢を示す、②当局が本スワップで市場にリラを供給することにより、債権担保特別短期貸付金利引上げに伴う流動性圧縮効果をやわらげる、③外貨準備の補強効果が期待できる、などをねらったものとみられる。

#### ◇オーストリア、公定歩合の引上げ等を含むインフレ対策を決定

1. オーストリア政府は11月15日、閣議において概要以下のごときインフレ対策を決定した。

- (1) 建設関連公共支出を73年下期まで繰り延べる。
- (2) 追加的財政支出は他の支出項目が削減された時のみ認める。
- (3) 自然増収は政府債務の期限前償還および73年度予算の赤字幅縮小に振り向ける。
- (4) 73年から導入予定の付加価値税のうち電気、ガス等については免除する。
- (5) 独禁法の厳格な運用により競争強化を図り、また工業製品および食肉について輸入制限を緩和する。
- (6) 73年1月から実施予定の設備投資に対する特別償却(30%)の実施を1年延期する。

2. オーストリア国民銀行は11月27日、以下の措置を決定した。

- (1) 公定歩合を5.0%から5.5%に、債券担保貸付歩合を5.5%から6.0%にそれぞれ0.5%引き上げる(11月28日から実施)。
- (2) 最低預金準備率を一律1%幅引き上げるとともに(注1)、金融機関との合意に基づき、期間5年以内のオーストリア・シリング建金融債(Kassenobligation)の発行に伴う債務額に関し、72年11月末以後の増加額に対し準備率を課する(いずれも73年1月初から実施)。

3. 今次措置に関するオーストリア国民銀行のコミュニケーションは次のとおり。

「今回の措置は国内経済の動向や連邦政府のインフレ対策、労使間の賃上げ自粛に関する合意(注2)等を勘案しつつ、現在の信用供与の伸びを抑制しようとするものであり、これらは市中貸出規制に関する申し合わせの強化により補完されることとなる。また、外資の流入による国内流動性の膨張を阻止するため、資本流入に関する規制は明73年5月31日まで続けることとする。」

(注1) 新準備率は次のとおり。

(1973年1月以降の新レート、カッコ内は現行レート、単位：%)

金融機関の規模	当座預金	短期定期・貯蓄預金	長期定期・貯蓄預金
準備対象債務で40百万シリング以上	11.5 (10.5)	9.5 (8.5)	8.5 (7.5)
準備対象債務で40百万シリング未満	7.5 (6.5)	7.0 (6.0)	

(注) 短期は1年未満、長期は1年以上のものをいう。

(注2) 連邦商工会議所と労働組合連合は11月27日、賃金・物価引上げ自粛に関する協定(有効期間72年12月1日～73年5月31日)に調印した。

#### ◇ベルギー、公定歩合を引上げ

1. ベルギー国民銀行は11月22日、公定歩合を0.5%引き上げ翌23日から実施することを決定した。新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

##### 割引

銀行引受手形および輸出・輸入関係手形	4.5%(4.0%)
その他の手形	5.5%(5.0%)
貸付	5.5%(5.0%)

2. ベルギー国民銀行は今回の措置について、「最近の内外金利上昇傾向を勘案し、同時に各国協調してインフレ抑制に取り組むという拡大EEC蔵相会議での合意の線に沿って決定したものである」と説明している。

#### ◇ベルギー、過剰流動性吸収措置を強化

1. ベルギー国民銀行は、通貨総量を抑制するために主要銀行29行との間に国内流動性吸収に関する紳士協定を締結(本年7月20日、8月号「要録」参照)していたが、協定の期限(当初10月31日、その後11月19日まで延長)切れに伴い、11月下旬、対象金融機関の範囲拡大(新たに民間貯蓄金庫、主要政府系金融機関を対象に加える)、凍結額の増額(追加額75億ベルギー・フラン、合計175億ベルギー・フラン)等紳士協定を改訂強化する方向で関係金融機関との合意に達し、20日にそ及して(期限明年

2月末)実施することとなった。

2. 今回の協定によりベルギー国民銀行の特別勘定に凍結される預入額は下記の要領により算定される。

(1) 対象債務に応じて次のとおり料率を定め、各種債務の平均残高にこの料率を乗ずる(この額を便宜上「基準額」という)。

イ. 72年8月31日～11月1日における自由ベルギー・フラン建債務(ネット)の平均残高に対し25%。

ロ. 当該計算期間(11月20日以降の各旬)における自由ベルギー・フラン建債務(ネット)平均残高の、上記イ.の平均残高との差額に対し100%。

ハ. ベルギー・フラン建の要求払債務ならびに外貨建債務(ネット)の平均残高の4%。

ニ. ベルギー・フラン建のその他の債務(期間2年以下)平均残高の1.5%。

ホ. 期間2年超のベルギー・フラン建債務平均残高の0.5%。

(2) 預入額は基準額の和から一定額(20または30百万ベルギー・フラン)を控除した額の一定割合(預入率)とする。この預入率は12月19日までは40%、12月20日から73年1月19日までは75%、その後2月末までは70%とする。また1月19日までの預入額算出に際しては上記ハ.～ホ.で算出された基準額は対象外とされるが、1月20日以降についてはイ.～ホ.で算出された基準額合計が対象となる。

(3) 預入額が175億ベルギー・フランをこえる場合には、上記(2)の預入率を変更する(ただし、超過が自由ベルギー・フラン建債務の増加に起因する場合は上記(2)の預入率をそのまま適用)。

3. なお、前回協定と同様、新協定では上記措置によって参加各行の公共部門への信用供与が減少するのを防止するため、ベルギー公債の現保有残高を維持するとともに、要求払債務の増加額に対する公債保有比率を従来(1968年末～72年6月末、銀行の場合は50%)に維持する旨の規定を盛り込んでいる。

## アジアおよび大洋州諸国

#### ◇エカフェ、第2回アジア人口会議を開催

エカフェ(国連アジア極東経済委員会)主催第2回アジア人口会議は、加盟21か国の代表が参加して、11月1日～13日東京で開催され、「開発のための人口戦略宣言」を採択した(第1回会議は1963年ニューデリーで開催)。

同会議に提出されたアジア人口調査報告によると、アジアの人口は70年現在21億人(世界人口の56%)で、70年

の人口増加率(2.3%)が今後も持続するものと仮定すると、2000年には38億人(同58%)に達する見込みである。

このような情勢から、前記宣言では、各国が次のような対策を講ずるよう提言されている。

- (1) 社会保障、教育、保健、雇用等の分野において総合的な国家計画を策定するとともに、これを多国間で調整すること。
- (2) 人口政策ならびに家族計画に関する諸問題を専門に担当する人口委員会ないし機関を政府内に設置すること。
- (3) 情宣活動等を通じて、人口政策および家族計画の必要性を国民にいつそう強調すること。

#### ◇アジア開発銀行の増資発効とバングラデシュの加盟承認

アジア開発銀行の通常資本の増資(71年11月総務会決議、応募資本10.1→25.1億ドル)は、本年11月30日までに加盟国から10億ドルをこえる額の応募意向表示があった場合に発効することとなっていたが、10月23日、日本の応募(3億ドル)によって所定額に達したため、同日付けをもって発効した(なお、払込みは73年から75年までの3年均等分割)。

また同行は11月11日、バングラデシュの加盟を承認した。同国の出資額(増資割当額を除く)は15百万ドル(うち払込資本7.5百万ドル、5年均等分割払)であり、第1回払込み(73年1月31日まで)をもって加盟が発効する。

#### ◇シンガポール政府、アジア・ダラー債を発行

シンガポール政府は10月12日、20百万ドルのアジア・ダラー債を発行、11月1日にその引受けが完了した(本邦証券会社も引受けに参加)。

アジア・ダラー市場で発行されたドル建の長期債としては、シンガポール開銀債(71年12月発行、10百万ドル)に次ぐものである。今回の政府債の発行条件は、開銀債に比較して長期、低利となっているが、応募額は発行額を大幅に上回ったと伝えられており、アジア・ダラー市場が長期資本市場としても順調に発展していることを示すものとみられている(注)。

債券発行要項は次のとおり。

	政府債	(開銀債)
発行額	20百万米ドル	(10百万米ドル)
応募者利回り	7.75%	(8.5%)
期間	15年	(10年)

(注) シンガポール政府の発表によると、72年8月末におけるアジア・ダラー市場の規模は20.8億ドル(71年末10.6億ドル)に達したと伝えられる。

#### ◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは、国際収支の悪化に対処し、8月22日の切下げ(9月号「要録」参照)に続き10月29日、米国援助物資関係を除き為替レートを1米ドル当り2.3%切り下げ、次のとおりとした。

	新レート	旧レート
	1米ドル	1米ドル
輸出・貿易外	=445ピアストル	=435ピアストル
輸入	一般物資 445	435
	米国援助物資 300	300

#### ◇インド、商業銀行の流動比率を引上げ

インド準備銀行は、最近における物価上昇(10月の卸売物価、前年同月比+10.1%)に対処し、銀行貸出の増大を抑制するため、11月17日、商業銀行に対し次の規制措置(注1)を講じた。

- (1) 商業銀行の流動比率(支払準備率3%を含む)を従来の32%から33%に引き上げる。
- (2) 準備銀行の対指定銀行貸出にかかる高率適用の基準となる指定銀行純流動比率(注2)(流動資産から準備銀行・国立銀行借入金を控除したものの総預金に対する比率)を従来の34%から36%に引き上げる。

(注1) 流動比率、純流動比率とも本年2回目の引上げ(前回は8月4日)。

(注2) 純流動比率が上記基準を下回る場合には、それに応じて準備銀行借入金につき公定歩合より割高な金利を適用。

#### ◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は11月1日、商業銀行の支払準備率を現行の7.1%(昨年12月8.9%から7.1%に引下げ、1月号「要録」参照)から6.6%に引き下げる旨発表、11月8日から実施した。

今回の措置は、①羊毛市況の高騰にもかかわらず、小麦の3年連続不作などから農村景気の回復が遅れていること、②鉱業部門を中心に民間投資が減退していること、を主因に停滞を続ける国内景気を刺激するためにとられたものである。

なお本措置により、支払準備率は既往最低水準となった。

## 共産圏諸国

#### ◇日ソ合同会議、サハリン探鉱につき基本的に合意

ソ連サハリン島大陸だの天然ガス・石油探鉱計画を協議するための日ソ合同会議は、11月17日から24日までの間東京で開催されたが、この結果日ソ双方は同計画に

つき基本的合意に達し、24日覚書きに調印した。その骨子は次のとおり。

- (1) 日本側はソ連の探鉱に必要な機材・設備調達についてクレジットを供与する。
- (2) 探鉱作業費は日ソ双方で半額ずつ負担する。
- (3) 73年中に海洋掘削装置1基をソ連側に提供することを目標とする。
- (4) クレジットの具体的内容(資金総額、条件、供与方式)および(2)の探鉱作業費のリスク負担に対する反対給付(日本側は探鉱が成功した場合、ボーナスとして一定比率のガス、石油の供給を要求)ならびに具体的な探鉱作業計画などについては今後協議する。

なお、本プロジェクトは、チュメニ油田およびヤクーツク天然ガス開発とともに日ソ経済協力による開発プロジェクトとして取り上げられているものであり、本年2月に開催された第5回日ソ経済合同委員会においてソ連側から提案(注)されていたものである。

(注) ソ連側提案によると、概要次のとおり。

- (1) 1972～85年(わが国が参加すれば5年早く終了)の間にサハリン島周辺大陸だなで1億～1億5,000万トンの天然ガス・石油(予想埋蔵量50億トン)を探索・開発する。
- (2) 日本側は1.5～2億ドルのバンク・ローンを供与して海洋掘削装置その他の設備、機材を供給するという形で参加する。
- (3) 75年までの第1段階で予想埋蔵量の評価、有望探査地域の決定のための調査の実施、第2段階で海洋掘削設備による試掘井の掘削を開始する。

#### ◇中国、1972年秋季広州交易会を開催

10月15日から1ヵ月にわたって開催された72年秋季広州交易会は、例年どおり11月15日に終了した。今回の交易会は、中国の国連参加以降の対外経済活動の活発化、とくに最近の急速な西側への接近を映じて、参加国数(100ヵ国以上)、同人員(23千人)ともこれまでの最大の規模のものとなった。

この間、わが国からは、日中国交正常化後はいじめての交易会とあって、大手商社、大企業の初参加も多く、参加企業1,650社、同人員2,648人と、いずれもこれまでの

最高を記録した。

日中間の成約状況をみると、日本の輸出では、円の再切上げ懸念もあって価格交渉が難航し、機械、化学品の一部など北京商談に持ち越されたものもあったが、総じてみれば第4次5ヵ年計画推進のための輸入需要の増大から中国側が歩み寄り会期末にかなりの成約がみられ、日本国際貿易促進協会の集計(以下同じ)によれば約106百万ドル(春季比7%増)に達した。一方輸入については、自然災害発生の影響をうけ、農産物の品薄傾向は免れなかったものの、従来の輸出入アンバランス是正の観点もあって中国側の要請を受け日本側が意欲的に買付けたことから、食品(かん詰、プロイラー加工肉等)、地方特産品(毛皮等)、工芸品(家具、室内装飾品等)が増加したため、総額で127百万ドル(春季比約20%増)に達し、輸出を上回る伸びとなった。この結果、輸出入合計でも233百万ドルに達し、春季比17%増、前年秋季比15.3%増(ただしドル減価分を含む)となった。

なお、今次交易会の特徴として、工業用原料(タルク、ほたる石)、食品(野菜)、繊維(生糸、絹織物)の日本側輸入品目について長期協定(2～3年)が結ばれたことがあげられ、今後の動向を占うものとして注目される。

#### 最近の広州交易会成約状況

(単位・百万ドル)

	春 季	秋 季	計
1965年	74	133	207
66〃	92	127	219
67〃	172	130	302
68〃	130	140	270
69〃	131	198	329
70〃	130	150	280
71〃	170	202	372
72〃	200	(今回)233	433

資料：日本国際貿易促進協会。